

議第 124 号

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

下呂市消防関係手数料条例（平成16年下呂市条例第147号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
事務 の 種 類	事務の 内容	区分	手数料の額	事務 の 種 類	事務の 内容	区分	手数料の額
一 法に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所に関する事務の部～四 保安法の施行に関する事務の部 （略）				一 法に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所に関する事務の部～四 保安法の施行に関する事務の部 （略）			
五 液 石 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	31 液石法第 3 条第 1 項に規定する液化石油ガス販売事業の登録の申請に対する審査の項～39 液石法第37条の 2 第 1 項に規定する貯蔵施設等の変更の許可の申請に対する審査の項 （略）			五 液 石 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	31 液石法第 3 条第 1 項に規定する液化石油ガス販売事業の登録の申請に対する審査の項～39 液石法第37条の 2 第 1 項に規定する貯蔵施設等の変更の許可の申請に対する審査の項 （略）		
	40 液 石法 第37 条の 3 第 1 項 に規 定す る貯 蔵施 設等 の設 置に	貯蔵施設等設 置完成検査	31,000円に 貯蔵施設又 は特定供給 設備（保安 法第20条第 1 項、 <u>同条 第 3 項又は 同法第39条 の22第1項</u> に規定する 完成検査を 受け、又は 自ら行い、		40 液 石法 第37 条の 3 第 1 項 に規 定す る貯 蔵施 設等 の設 置に	貯蔵施設等設 置完成検査	31,000円に 貯蔵施設又 は特定供給 設備（保安 法第20条第 1 項又は第 3 項に規定 する完成検 査を受け、 又は自ら行 い、かつ、 同法第 8 条 第 1 号の技

改 正 後					改 正 前				
		係る 完成 検査		かつ、同法 第8条第1 号の技術上 の基準に適 合していると認められ た液化石油 ガスに係る 施設（以下 この項にお いて「完成 検査合格施 設」とい う。）であ るものを除 く。）の数 を乗じて得 た額と 5,800円に 完成検査合 格施設であ る貯蔵施設 又は特定供 給設備の数 を乗じて得 た額とを合 計した額			係る 完成 検査		術上の基準 に適合して いると認め られた液化 石油ガスに 係る施設 （以下この 項において 「完成検査 合格施設」 という。） であるもの を除く。） の数を乗じ て得た額と 5,800円に 完成検査合 格施設であ る貯蔵施設 又は特定供 給設備の数 を乗じて得 た額とを合 計した額
41 液石法第37条の3第1項に規定する貯蔵施設等の変更に係る完成検査の項～46 液石法第37条の6第1項に規定する充てん設備に					41 液石法第37条の3第1項に規定する貯蔵施設等の変更に係る完成検査の項～46 液石法第37条の6第1項に規定する充てん設備に				

改正後			改正前		
		係る保安検査の項（略）			係る保安検査の項（略）

附 則

この条例は、令和 5 年12月21日から施行する。

【参考資料】

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- （１） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の完成検査の手数料の減額対象となる条件に、認定高度保安実施者が行う完成検査を追記します。

（別表関係）

- （２） この条例は、令和 5 年 12 月 21 日から施行します。

（附則関係）

